

西宮市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(依頼)

学 校 給 食 課 (収納)

令和7年3月 日
(2025 年)

西宮市長 石井 登志郎 様

西宮市教育委員会
教育長 藤岡 謙一

西宮市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（依頼）

下記規則について作成していただくよう依頼します。

記

西宮市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則

西宮市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則

西宮市学校給食費条例施行規則（平成24年西宮市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「275円」を「305円」に改め、同項第2号中「325円」を「360円」に改める。

付則第2項を次のように改める。

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施される学校給食に係る第4条第1項の規定の適用については、同項第1号中「305円」とあるのは「275円」と、同項第2号中「360円」とあるのは「325円」とする。

付 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に実施される学校給食に係る給食費の額について適用し、同日前に実施される学校給食に係る給食費の額については、なお従前の例による。

（参考）

○提案理由

物価高騰等の影響により学校給食費を改定する一方、令和7年度は、保護者負担額を改定前の金額（1食あたり小学校等275円、中学校等325円）に据え置き、保護者の負担を軽減するため。

西宮市学校給食費条例施行規則（案）

改 正 案	現 行
第 1 ～ 3 条省略	第 1 ～ 3 条省略
（給食費の額）	（給食費の額）
第 4 条 給食費の年額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める 1 食当たりの給食費の額に、1 年度当たりの学校給食の回数に乗じて得た額とする。	第 4 条 給食費の年額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める 1 食当たりの給食費の額に、1 年度当たりの学校給食の回数に乗じて得た額とする。
（1） 小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部 <u>3 0 5 円</u>	（1） 小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部 <u>2 7 5 円</u>
（2） 中学校、義務教育学校後期課程並びに特別支援学校中学部及び高等部 <u>3 6 0 円</u>	（2） 中学校、義務教育学校後期課程並びに特別支援学校中学部及び高等部 <u>3 2 5 円</u>
2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定により算定された額から、当該各号に定める額を控除した額を給食費の年額とする。	2 （同左）
（1） 食物アレルギー等の理由により、別表に掲げる区分の学校給食について、保護者から継続的に提供を希望しない旨の申出があった場合であって、市長が当該申出を認めたとき 当該区分の学校給食に要する費用に相当する額に当該区分の学校給食が提供されなかった回数（市長が認めた回数に限る。）に乗じて得た額	
（2） 児童又は生徒の病気等の理由により、保護者から一定の期間学校給食の提供を希望しない旨の申出があった場合であって、市長が当該申出を認めたとき 前項各号に定める 1 食当たりの給食費の額に学校給食が提供されなかった回数（市長が認めた回数に限る。）に乗じて得た額	
（3） その他市長が特に必要と認めた場合 市長が認めた額	
3 1 年度当たりの学校給食の回数は、1 8 7 回を基準として、学校長が定める。	3 （同左）
第 5 ～ 7 条省略	第 5 ～ 7 条省略
付 則	付 則
第 1 項省略	第 1 項省略

2 <u>令和7年</u>4月1日から<u>令和8年</u>3月31日までの間に実施される学校給食に係る第4条第1項の規定の適用については、同項第1号中「<u>305円</u>」とあるのは「<u>275円</u>」と、同項第2号中「<u>360円</u>」とあるのは「<u>325円</u>」とする。 3 前項の規定は、次に掲げる保護者等から徴収する給食費の額については、適用しない。 (1) 西宮市就学奨励金規則（平成20年西宮市教育委員会規則第10号）第2条第1項に規定する就学奨励金の給付を受けている保護者等 (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である保護者等（当該保護者等に係る児童又は生徒について、同法第13条の規定による教育扶助（学校給食に係るものに限る。）が行われている者に限る。） (3) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項の規定に基づき兵庫県から経費の支弁を受けている保護者等（特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号又は第2号に掲げる場合に該当して経費の支弁を受けている場合（特別支援学校の高等部に在学する生徒について、同号に掲げる場合に該当して経費の支弁を受けている場合を除く。）に限る。） (4) その他市長が定める保護者等	2 <u>令和5年</u>4月1日から<u>令和6年</u>3月31日までの間に実施される学校給食に係る第4条第1項の規定の適用については、同項第1号中「<u>275円</u>」とあるのは「<u>250円</u>」と、同項第2号中「<u>325円</u>」とあるのは「<u>297円</u>」とする。 3 （同左）
--	---

学校給食費単価表 （令和7年4月1日～令和8年3月31日）

(1) 小学校、義務教育学校前期課程

保護者等が西宮市就学奨励金規則に基づく就学奨励金の給付を受けている児童	305円
保護者等が生活保護制度の適用を受けている児童（当該児童の教育扶助（給食費）の支給を受けていない場合を除く）	305円
児童福祉法の規定による児童養護施設に入所、または里親に養育されている児童	305円
上記以外の児童	275円
教職員等	305円

(2) 中学校、義務教育学校後期課程

保護者等が西宮市就学奨励金規則に基づく就学奨励金の給付を受けている生徒	360円
保護者等が生活保護制度の適用を受けている生徒（当該生徒の教育扶助（給食費）の支給を受けていない場合を除く）	360円
児童福祉法の規定による児童養護施設に入所、または里親に養育されている生徒	360円
上記以外の生徒	325円
教職員等	360円

(3) 特別支援学校

特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき兵庫県教育委員会が定める支弁段階 （下記の生徒を除く）	1	小学部	305円
		中学部・高等部	360円
	2	小学部	305円
		中学部	360円
		高等部	325円
	3	小学部	275円
		中学部・高等部	325円
児童福祉法の規定による児童養護施設に入所、または里親に養育されている生徒		小学部	305円
		中学部・高等部	360円
教職員等			360円